

時 間 帯 別 A 契 約

(選 択 約 款)

平 成 2 0 年 1 1 月 1 日 実 施

佐 賀 ガ ス 株 式 会 社

目 次

- 1 目的
- 2 選択約款の届出および変更
- 3 用語の定義
- 4 適用条件
- 5 契約の締結
- 6 使用量の算定
- 7 料金
- 8 単位料金の調整
- 9 需給契約の補償料
- 10 名義の変更
- 11 契約の変更または解消
- 12 契約の解消に伴う契約中途解消補償料
- 13 本支管工事費の精算
- 14 緊急調整時の措置
- 15 その他

付 則

- 1．実施の期日
- 2．この選択約款の実施に伴う切り替え措置

別表 1 料金及び消費税等相当額の算定方法

別表 2 料金表（時間帯別 A 契約）

1 目的

この選択約款は、3(6)に定める定時から定時以外への負荷移行が可能な需要家を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、九州経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、九州経済産業局長に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3 用語の定義

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3) 「最大需要期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4ヵ月間をいいます。
- (4) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します(小数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1ヵ月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1ヵ月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (6) 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。
- (7) 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。
- (8) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する当該機器の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下は切捨て)。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税を加算した金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については、5パーセントといたします。
- (11) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4 適用条件

次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望する場合に申し込みいただけます。

- (1) 定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下。
- (2) 当社が定める基準に適合した流量調整装置を有する機器のエネルギー源としてのガスを使用する場合であって、ガス使用量を計量する専用ガスメーターを設置。
- (3) 契約年間負荷率が75パーセント以上。
- (4) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要。

5 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものとします。

契約使用可能量

契約年間使用量

契約最大需要期使用量

契約月別使用量

- (3) 契約期間は、原則として1年間とし、別途需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時まで当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約期間はさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。

6 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定します。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定します。

7 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。なお、支払期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで期間を延伸します。
- (2) 当社は、別表2の料金表（8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定します。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合におけるその月またはその期間の基本料金は、(2)にもとづく1ヵ月当たりの基本料金の全額とし、従量料金は、(2)の従量料金に準じて算定します。

8 単位料金の調整

- (1) 当社は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの四半期ごとに、平均原料価格が基準平均原料価格に対して3,220円を超えて上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (2) (1)の規定にもとづき調整単位料金を算定したときは、基礎となる数値、調整期間等の内容を当社に掲示します。

- (3) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額及び四半期は、以下のとおりといたします。

基準平均原料価格（トン当たり）

64,490円

平均原料価格（トン当たり）

に定められた各四半期における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が103,180円以上となった場合は、103,180円といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9526 \\ + \text{トン当たりLPG価格} \times 0.0513$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

四半期

1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの各四半期といたします。

9 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料および定時使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率{(年間の1ヵ月当たり平均実績使用量/最大需要期の1ヵ月当たり平均実績使用量)×100}(小数点以下切捨て)が75パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料とします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間} \\ \text{使用量および各月の単位料金にもとづいて} \\ \text{算定した供給約款料金に定める} \\ \text{料金相当額の合計額} \end{array} \right] \times 1.03 - \left[\begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間使} \\ \text{用量および各月の単位料金にもとづい} \\ \text{て算定した時間帯別A契約料金} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right]$$

(2) 定時使用量超過補償料

当社は、定時使用量が1日の使用量の20パーセントを超えた日がある場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度とし、定時使用量超過補償料とします。

$$\text{定時使用量超過補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量および単位} \\ \text{料金にもとづいて算定した供給} \\ \text{約款に定める料金相当額} \end{array} \right] \times 1.03 - \left[\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量および単位料} \\ \text{金にもとづいて算定した時間帯別} \\ \text{A契約料金相当額} \end{array} \right]$$

10 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は、この契約をその後継者に承継させ、かつ、後継者の義務履行を相手方に保証するものとします。

11 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものとします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合および9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む)には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものとします。

12 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(1)の規定によるものであって、当社がやむを得ないと判断した場合以外、または11(2)の規定によるものであって、お客さまの契約違反のみによる

場合には、当社は次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、契約中途解消補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量がそれまでの契約使用可能量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\left(\begin{array}{l} \text{前契約の1} \\ \text{ヵ月当たりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1} \\ \text{ヵ月当たりの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right) \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right]$$

1.3 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において、契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1.4 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2(1)および(2)の基本料金を次の算式によって割引します。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものとします。

$$(1) \quad \begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{定額基本} \\ \text{料金} \end{array} \right] \times \left[\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \right] \times \left[\frac{\text{1時間当たりの} \\ \text{平均調整量}}{\text{契約使用可能量}} \right]$$

$$(2) \quad \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金割引額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約使用} \\ \text{可能量} \end{array} \right] \times \left[\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \right] \times \left[\frac{\text{1時間当たりの} \\ \text{平均調整量}}{\text{契約使用可能量}} \right]$$

15 その他

その他の事項については、当社一般ガス供給約款を適用します。

付則

1. 実施の期日

平成20年11月1日から実施します。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、平成20年10月31日まで時間帯別A契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成20年11月1日以降この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）が適用されるお客さまについて、平成20年11月1日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算式）

料金 = 旧選択約款適用期間の料金（税込） + 本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（税込）(小数点以下の端数切り捨て)

= 旧選択約款適用期間の料金（税抜）×（1 + 消費税率）

旧選択約款適用期間の料金（税抜）(小数点以下の端数切り捨て)

= 旧選択約款の基本料金（税抜）× D / D

+ 旧選択約款の単位料金（税抜）× V

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

= 本選択約款の基本料金 × D / D + 本選択約款の基準単位料金 × V

（備考）

D = 料金算定期間の日数（ただし、一般ガス供給約款に定める22(3)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式のDを30とする。）

D = Dのうち平成20年10月31日までの期間に属する日数

D = Dのうち平成20年11月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V = 旧選択約款適用期間の使用量

= V × D / D（小数点第1位以下の端数切り捨て）

V = 本選択約款適用期間の使用量

= V - V

(2) 当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、平成20年11月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別表 1

料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計とします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額とします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を適用する場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて得た額とします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (5) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりとします。

料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 7 月から 9 月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの四半期の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

別表 2

料金表 (時間帯別 A 契約) (消費税等相当額を含みます)

- (1) 定額基本料金

1 ヶ月につき	3,465 円
---------	---------

- (2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	577.50 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 9 . 8 0 円
-------------	---------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。